

黒潮町告示 第54号2

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月19日

黒潮町長 大西 勝也

1. 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の告示について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.99)	— (19.99)	11.2 (25.0)	17.1 (350.0)

※ ( ) は判断基準数値

※ 赤字比率は、赤字が生じた場合のみ記載

2. 平成24年度決算に基づく公営企業資金不足比率の告示について

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業特別会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
漁業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

※資金不足比率は、資金に不足が生じた場合のみ記載